

商工会が一体となって 小規模事業者を応援します!!

平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金

<北海道胆振東部地震対策型>追加公募の募集について

◆ 事業の目的と概要 ◆

平成30年9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」は甚大な被害が生じた災害であり、中小企業関係の激甚災害（局激）の指定を受けた地域（厚真町、安平町、むかわ町）では大規模な土砂災害が生じたことに加え、北海道の基幹産業の一つである観光産業にも多大な影響を与えました。多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の損壊、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、本補助事業を実施し、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むのにあたり、経営計画に沿って販路開拓に取り組むのに要する経費の一部を補助するものです。

小規模事業者が商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための経費等）の2/3を補助します。

※詳細について商工会までお問い合わせ下さい。

◆ 補助上限額：50万円 ※ ◆

※以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。

①「地域の観光需要の回復・増大に寄与する取組」として市町村が推薦するもの

◆ 対象事業者（小規模事業者） ◆

①北海道内に所在する、北海道内で北海道胆振東部地震により自社の事業用資産が直接被災を受けた小規模事業者（直接被害について公的証明または証拠写真の添付が必須）

②北海道内に所在する、北海道胆振東部地震に起因して最近1か月間の売上高が前年同月または同期と比較して減少した小規模事業者（売上減について、行政機関が証した書面の写しの添付が必要）

製造業、その他の業種	常時雇用する従業員数20人以下
卸売業、小売業	常時雇用する従業員数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時雇用する従業員数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時雇用する従業員数20人以下

◆ 募集期間等 ◆

募集期間 平成30年10月19日（金）～平成30年11月9日（金）

※商工会で作成する書類がありますので、平成30年11月1日（木）までにご相談下さい。

事業期間 交付決定日～平成31年1月21日（月）

申請書様式・公募要領については添付ファイルよりダウンロードできます。

申請提出先・申請に関する問い合わせ先

名称：中標津町商工会

住所：中標津町東2条南2丁目 中標津経済センター

電話：0153-72-2720